

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁		
0520020	不動産相続登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。	行政書士が不動産登記申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政書士は「遺産分割協議書の作成、及び」申請書の作成・提出、が行われる。(遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。)行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は司法書士の規制があるため、行政書士は行いができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担を強いている。行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できると、国民の利便性が向上する。申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成できるものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から適切でない。			C				1001020	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省		
0520020	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は行政書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、「一通の事務として迅速かつ廉価を望む中、制約があるため、手続の煩雑さと負担を強いられる。登記申請書の作成及び手続は行政書士も行うことが可能となり、利便性が向上する。なお、不動産登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続上の問題として、この登記を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、この登記を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から適切でない。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記業務等の適正な運営の観点から適切でない。			C	特許権、実用新案権、意匠権、商標権の所有権移転に関する特許庁への登録申請手続については、近年の弁理士法第75条の改正により、相続を原因とするものに限らず、弁理士の独占業務から開放されたところである。一方で、所有権移転に関する不動産登記申請については、相続を原因とする所有権移転に限らず、近隣の所有権移転等に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。司法書士は、その資格の取得に係る試験において、民法、不動産登記法等、不動産登記に関する問題(書式作成を含む。)が多岐にわたっており、不動産登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると客観的に評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況や試験に備えること、添付書類の作成に携わる場合があること等をもって、これが満たされているとはいえない。よって、国民の権利義務の保全の観点から、不動産登記に関する専門的な法律知識を有していることと評価することができない。したがって、不動産登記以外の手続に比べて、行政書士に不動産登記手続の代理業務を行うことを認めることは、国民の権利義務の保全の観点から適切でない。なお、研修の参加をもって、高度な知識及び専門的能力を有しているということを客観的に判断することはできないと考える。			3001010	個人	27 大阪府	総務省 法務省		
0520030	行政不服申立て手続の行政書士への開放	弁理士法第72条、第77条第3号	弁理士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。	行政書士が行政不服審査法に基づく(不服申立て)手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づく(不服申立て)手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政に對する許可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分取消しを求めて不服申立てをすることになるが、弁理士法の規制があるため、当該許可申請に相当した行政書士が不服申立て手続代理を行うことができず、不服申立て手続は依頼者本人が行うか又は弁理士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担を強いている。当該許可申請からの経緯に詳しい行政書士が不服申立て手続代理を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できると、国民の利便性が向上する。行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)はその費用試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、審査請求手続代理がすでに認められている。一方、行政書士の費用試験である行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識と専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が「不服申立て手続代理業務」に参入できるように、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施しており、行政書士の法律知識と専門的能力はさらに向上している。	C		弁理士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのよう行為が当事者その他の関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁理士が法律事務を独占するには、十分な合理性、必要性があると考えられる。行政不服申立てにおいて取り扱う法律事務は、その範囲が極めて多岐に渡り、かつ、紛争の当事者その他関係人らの権利に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を扱うものについて、弁理士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理的担保が確保されていることが必要であり、このような能力や倫理的担保なく、弁理士以外の者が法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。			C				1001030	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省		
0520040	検察官に対する告訴状・告発状作成業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第2項第4号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、検察官に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政書士は司法書士会に入会していないが、司法書士法に定められているが、検察官に提出する告訴状・告発状は、検察官に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。行政書士は司法書士会に入会していないが、司法書士法に定められているが、検察官に提出する告訴状・告発状は、検察官に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。	C		検察官へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。			C	告訴状又は告発(以下「告訴等」という。)は、検察官又は司法書士に提出することとされているが、告訴等を受けた司法書士は速やかに証拠及び証拠物を検察官に送付しなければならないのに対し、検察官は自ら公訴を提起し、又はこれを提起しないことができる(刑事訴訟法第241条、第242条、第247条及び第248条)。両者には差があるものと考えられる。			1001040	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省		
0520050	家事審判法の甲類審判事項申立書作成業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法でない者は、裁判所に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。	行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政書士は「遺産分割協議書・遺言書、など権利義務に関する書類の作成業務を行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い。ところが、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行いができず、依頼者本人が行うか又は司法書士・弁理士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担を強いている。甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁理士法第72条の規制は及ばない。申立書は家庭裁判所に提出する定型的なもので、記載例を見ながら誰でも容易に記載・作成できるものである。司法書士等の独占業務とする必要はない。最初相談を受け、各種手続に際して、最も実体を把握している行政書士が甲類審判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所に関する代理業務」に参入できるように、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に民法(相続・相続債)、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行政書士の法律知識と専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申立書作成業務を行う適格性を有している。	C		裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。			C				1001050	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省		
0520060	商標登録申請手続の行政書士への開放	弁理士法第72条、第77条第3号	弁理士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰金が科される。	行政書士が商標登録申請手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標登録申請手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。商標登録申請手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約30名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業経営がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。行政書士は全国に約3万9千名登録されており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、特許出願や特許出願業務の取次や弁理士から依頼に関する相談を受けることも多い。平成16年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が導入されたこともあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。商標登録はA4サイズ1枚の定型的なもので、年間の5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録されている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録申請手続を扱う適格性を担保できる。	C		商標登録申請手続は、商標権の発生に直接関わる手続であるから、弁理士法72条にいう法律事件に関する法律事務に該当する。弁理士法72条は無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのよう行為が当事者その他の関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。弁理士法の例外として、弁理士以外の者が、弁理士に特許登録申請手続の代理を認められているのは、弁理士には知的財産権に関する専門的知識、能力や倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられているからである。このような能力や倫理的担保なく、弁理士又は弁理士以外の者が同手続の代理を認めることは、依頼者・関係者の利益を害するおそれがあり、相当でない。			C	商標登録申請手続は弁理士法第72条にいう法律事件に該当するものである。商標登録申請手続は、商標権の発生に直接関わる手続であるから、弁理士法72条にいう法律事件に関する法律事務に該当する。弁理士法72条は無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのよう行為が当事者その他の関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。弁理士法の例外として、弁理士以外の者が、弁理士に特許登録申請手続の代理を認められているのは、弁理士には知的財産権に関する専門的知識、能力や倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられているからである。このような能力や倫理的担保なく、弁理士又は弁理士以外の者が同手続の代理を認めることは、依頼者・関係者の利益を害するおそれがあり、相当でない。					1001060	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、の見直し」	「措置の内容、の見直し」	各府県庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁				
0520120	地方税滞納処分業務のうち、督促・第三者への質問検査・差押への各種限の民間事業者への授權	弁護士法第72条、第7条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰則が科される。	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第238条(質問検査権)、第239条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授權できる旨の規定を置く。督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を遂行することができ旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条(一)四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授けられない。必要であれば国税徴収法施行令第13条第1項の特種関係債権への調査(差押も除く)、これにより、滞納者本人への直接連絡を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤労先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できるとする。	地方税徴収業務では徴税費用が増加し、また近年は時効欠債を滞然と放置したとして首長が取訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によるるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授權すべきである。ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみが授けられ、民間への授權は困難である。しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の課題に過ぎない(その証左に、非公判型行政訴訟法や認可司法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授ける立法例が2事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その対象ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではないと、督促・質問検査・差押の民間授權も可能となる。罰則付調査権を根拠に民間授權を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は裁判法45.12.18によれば公執行官事務の補足的規定とされるが、本体系は公執行官事務は民間事業者でものみし公務員規定で成立しうることを、補足的規定は民間不可といえるのは、判例との整合性に疑問がある。なお、本人・第三者同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授權にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものもある。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	弁護士法第72条は他法による例外を一切許さないが、仮にその場合公共サービス改革法第33条第4項及び債権回収法に関する特別措置法の整合性を回答された。	弁護士法第72条は他法による例外を一切許さないが、仮にその場合公共サービス改革法第33条第4項及び債権回収法に関する特別措置法の整合性を回答された。本提案は、滞納者本人等を除き、金融機関や官公庁等と専門的知識を有する者を質問検査及び差押の相手方とするため、この場合で紛争が生じる恐れは「類型」に低い。そもそもスキームでは、民間による手段を希望しない場合には申し出るよう督促状に記載し、もって異議を有する者を質問検査及び差押の相手方とする。調査先・債権者の間で現実トラブルが発生するかどうかという問題は、「類型」の争い、又は「紛争性」が認められる。地方税を滞納しているケースでは、典型的にこのような問題が含まれる事例が多く、一般には争いの割合は大きく考えられる。ご指摘のような債権者以外の第三者に対する調査の際に、調査先・債権者の間で現実トラブルが発生するかどうかという問題は、上記の「事件性」又は「紛争性」の要件とは全く関係がない。また、債権者が同意すれば無資格者による他人の債権回収を認めるといふことは、債権者に不測の不利益が及ぶおそれがあるほか、ひいては法律秩序が害されるおそれがあるので、適当ではない。											
0520120	徴収業務における各プロセスの民間開放(新規)	弁護士法第72条、第7条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰則が科される。	地方税法上の行政処分としての「督促、滞納処分に関する財産調査のための「質問及び検査」や「捜索、差押」については、一定の職務権限を有した上で民間委託を実施できるようにすべきである。特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。	地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人員を削減しつつ滞納処分を進めるために、徴収業務の民間委託が必要との意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。民間委託は「督促、質問及び検査、捜索、差押」は「公権力の行使であるため、民間委託することができない」との意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過剰金を滞納した事業者参加者に督促状を発して督促を行い、一定の条件下で滞納処分を入手とされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が「督促、質問及び検査、差押」を担えるようにすれば、地方税の時効消滅を防止して徴収率の向上という成果を得ることが可能になる。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「徴収業務における各プロセスの民間開放」と弁護士法72条との関係を明確に示すべきである。	公務員と比べて、徴税吏員と同じ職務規律を課された資格を有しない民間事業者が督促などの一連の業務を行う場合に、現実どのような評価があるかを具体的に示すべきである。		地方税の徴収業務のうち、滞納者に対する自主的納付の呼びかけ等、いわゆる請求に至らないものであれば、弁護士法72条には違反せず、現行法でも民間委託が可能であり、現行で行われている。弁護士法との関係でいえば、弁護士資格を有しない民間事業者が行われるわけであるから、その例外は弁護士と同程度の法的知識・能力・倫理水準を有し得るべきである。しかも、実務論だけで例外を許容することは、資格制度を否定することになるから、例外には厳格な制約の担保が必要である。また、倫理規範が高いだけでは十分でなく、民法・行政法を始めとする基本法の知識はもとより、他税との関係、私債権との優劣など各種法令に基づく専門的知識も含む十分な法的知識を備えていないれば、課税の適正を確保し、徴収率を向上させ、滞納者だけでなく、地方公共団体や国民の利益を害することにもなる。									
0520120	地方税の納付勧奨業務の民間委託	弁護士法第72条、第7条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には罰則が科される。	地方税における滞納処分権限のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者に委託可能とされた。	自治体の歳入確保は最重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のための収納率の向上が求められている。一方で、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人員を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増加しても、増員は望まず職員で取り組まざるを得ないのが現状である。したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能となれば、徴税吏員を滞納処分業務に効率的かつ集中的に従事させることが可能となるほか、民間事業者の豊富な工夫を駆使させ収納率向上、経費の削減も期待できる。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。													
0520130	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年5月18日法律第123号)第6条第1項、第1条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第14号)第19条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項、地方財政法第12条	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	現在、法務省において登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。また、発行請求権による交付については、地方公共団体の職員が出来るようにする。	F	I	貴省の回答によれば、「証明書発行請求機の設置基準を策定していることからすぐに検討できない」とのことであるが、第4次提案の際の貴省の回答(相当数の利用が見込まれる必要がある)とあり、証明書発行請求機が設置されない地域があることは現段階であっても明らかである。したがって、設置基準の設定を待つことなく、証明書発行請求機が設置されない地域において、地方公共団体自ら一定の費用負担を要する場合には、発行請求機を設置することによって、早くに、関係省庁と協議し、検討するものとする。また、公共サービス改革法により、乙号事務の包括的民間委託が可能になっており、必要な法的整備を行えば、地方公共団体の職員が交付事務を行うことは可能であると認められることから、再度検討し、回答されたい。地域住民に対する行政サービスを確保するために、真摯に検討されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	第8次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると答えていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。	証明書発行請求機の設置基準については、第4次提案に対する回答のとおり、本年中の策定・公表を予定しているが、可能な限り早急に対応したい。	また、地方公共団体の費用負担による証明書発行請求機の設置の可否については、その前提となる地方財政法12条に照し、総務省において対応不十分とすることであるので、提案内容を実現することは困難である。												
0520140	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年5月18日法律第123号)第6条第1項、第1条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第14号)第19条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項、地方財政法第12条	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律により、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求権は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を委託できるようにする。	F	I	貴省の回答によれば、「証明書発行請求機の設置基準を策定していることからすぐに検討できない」とのことであるが、例えば設置基準に満たないような地域であったとしても、法務局の統廃合による不便を解消するといったことから地方公共団体が多少の費用負担を要する形で希望する地域に設置できないか、関係省庁と協議して、回答されたい。また、乙号事務の包括的民間委託との整合性も踏まえて検討する必要がある。したがって、これについて公共サービス改革法により、引渡等を民間委託できるように整備したことから、引渡等も可能であると認められることから、再度検討し、回答されたい。地域住民に対する行政サービスを確保するために、真摯に検討されたい。また、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	第8次提案の際の法務省の回答では、平成18年度中に検討すると答えていた。したがって、地域では法務局の統廃合により大変不便が生じているので、早急に検討結果を出していただきたい。	証明書発行請求機の設置基準については、第8次提案に対する回答のとおり、本年中の策定・公表を予定しているが、可能な限り早急に対応したい。	また、地方公共団体の費用負担による証明書発行請求機の設置の可否については、その前提となる地方財政法12条に照し、総務省において対応不十分とすることであるので、提案内容を実現することは困難である。												
0520150	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条ないし3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種金銭債権を追加すべきである	いわゆるサービスは、資本規模要件や弁済取扱要件が重く法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な審査を受け、また行為類型としても、大抵を上げたり一定の時期以外に訪問したりなどの威迫行為が禁じられるなど、自治体としても金銭債権の回収委託先として活用しやすい。ところが、サービスが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において特定金銭債権として個別列挙されている。現時点では、この中に公債債権が含まれておらず、サービスとしては公債債権の回収の委託に制約されている。このため、同法上の特定金銭債権に各種公債債権を追加し、自治体がサービスを利用しやすくなるべきである。このような規制改革を行うことで、自治体としては、業務の適正化・適正性を確保しつつ、債権回収のノウハウを有するサービスを活用することが可能となる。	C		弁護士法72条は無資格者による業としての他人の債権の取立てを禁止している。公債債権には、公金債権から契約上の債権まで多種多様なものが含まれるところ、公権力の行使に関するものは中立公平な処理が強く求められるほか、公債債権の未収事例はいずれも紛争性の度合いが典型的に大きいと認められるから、いずれの公債債権についてもサービスへの取扱債権に含めることは、弁護士法72条に照し適当でない。なお、現在国会で審議中(次期国会に継続審議)のサービス改正法案(議員提出)においても、公債債権をサービスの取扱債権に含める旨の改正は含まれていない。	債権回収会社には、常務に従事する取締役(1名以上)に弁護士が含まれており、弁護士2名の持分を有する主体として受当であると考えられるが、見解如何。	確かに、取締役弁護士は、会社の内部から回収行為等の適正を監督する立場にあり、サービスは取締役弁護士による監督や法令上の行為規制等により、一般の民間会社と比べて業務の適正が担保されているといえる。しかしながら、サービスは、株式会社として収益の拡大を図る一民間企業としての側面も有しており、個々の債権回収もサービスの従業員が行うものであるから、サービスは弁護士と全く同一に扱うことはできない。そのため、サービスを取り扱うことのできる債権は法律上一定の範囲に限定されており、その範囲を拡大するに当たっては、弁護士法の例外を認める必要性・合理性を厳格に検討する必要がある。したがって、各種公債債権は、前回回答のとおり、その債権の性質上、中立公平な処理が強く求められるほか、その未収事例は紛争性の度合いが典型的に大きいと認められるものであることから、そのような事件を民間業者に委託することとは、それがサービスであったとしても国民の利益を不当に害するおそれがあるため、そこで、このような公債債権の性質上、一民間企業の側面を有するサービスの取扱債権に含めることは、国民の公正かつ公平な利益の確保という観点から、弁護士法72条の趣旨に照らし妥当でない。												

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁		
0520192	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	外国人登録法	地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、住民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	1 公共サービス改革法に基づき(戸籍及び外国人登録の証明業務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能にしたい)。 2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により交付可能としていただきたい。 3 上記と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約期間として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住居基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の業務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービス拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。 【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定める準備を進めていたが、随時操作及び業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び業務についても「受付」と「引渡し」のみ委託では事務が滞り、委託の利点が活かせないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要請するものである。派遣契約については、当該業務について委託者側(区)がいないため、区職員による指揮命令が必要と及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の人工業務については、申請者一件処理であり、大量データ一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際しては(パスワード)による管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	C		(外国人登録) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原簿の写し等については、個人のプライバシーに関わるため任意に情報取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原簿を利用して業務を行うことを認めなければならない。 外国人登録原簿は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく(写真、番名、職業や勤務先等)プライバシー意識が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原簿の取扱いを認めることは現状では困難である。								1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	法務省 厚生労働省 内閣府	
0520200	刑務所への給食の民間委託における入札制度の導入		刑務所の看守等の公務員への給食の喫食費、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食費、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	職員食堂の民間業者への委託については、既に多くの施設で導入されており、公明正大に行われている。また、国の庁舎等での使用については、国の庁舎等での使用又は収益を許可する場合は取扱いの基準について(昭和33年1月7日付官審第1号)により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができるとされており、その相手の選定に当たっては、原則として公募によって行われている。	E									1 0 3 8 2 0 0	社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	13 東京都	法務省		
0520210	警察と連携して生活犯罪を防止	刑事訴訟法第189条	警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会の指示(又は都道府県公安委員会との定め)により、司法警察官として職務を行う。司法警察官は、犯罪があると思考するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事業について捜査権を付与する。	凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の悪用(不正受給)など、地方行政分野での犯罪行為も後を絶たない。これらの事業は違法行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じるところであるが、すべての事業を警察官が取り扱うことは困難である。よって行政官との関係部署職員が、当該事業に係る警察官の職務執行を補助することができ、より効果的な捜査、予防措置になる。同時に、警察官においても負担の軽減につながり、より効果的な犯罪対策に集中できるようになる。そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の現認・摘発、制止行動、関係人への聞き取りなどを行うように、悪質な場合は司法処分につなげられる体制づくりが必要である。 例えば、埼玉県では7月1日より迷惑行為防止条例が施行され、寄附行為等の規制が強化されることになっているが、この取組の一部を本市でも行うことができれば、条例より効果的に機能させることができるのではないかと考えている。また、刑事訴訟法第189条の特例として、特区設置市町村においては、警務の警察官より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員も特定の事業について犯罪捜査に従事できるとし、警察官と連携して地域の安全・安心度を高められるようにしたい。当面、先に挙げた乗客列車に係るもののほか、ゴミの不法投棄や資源物の持ち去り行為、生活保護費等の不正受給の取締りを想定している。	C	1	右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。			刑事訴訟法の解釈はそのとおりであり、現状認められていない事項の特例措置を設けることが特区制度と理解している。また、全国的なレベルでの議論を尽くす必要であれば、是非これを契機に前向きな検討をお願いしたいが、その場合にも特区制度を通じて先行的に実現していることが有益である。なお、警察庁で示された警察官以外で捜査権が付与されている条件が想定している行為(例えば生活保護の不正受給)などが当りはまるものと考えられている。 なお、刑事訴訟法第189条は、法律により、一定の事項について司法警察官として職務を行うべき警察官以外の者(特別司法警察官)を定めることができるものとしているが、これは、一般に、特別の職務に従事している者が捜査することにより、特別の職務に従事している者が捜査することにより効果的である場合等であると考えられている。また、例えは、犯罪、動機、共犯関係及び組織性、利得の額及び使途等を含め、事実の解明に必要な捜査を行うためには、警察において捜査を行うことが最も効果的であると考えられる上、各地において、現に警察により捜査が行われ、実効的な取締りがなされている。 また、市町村職員は、例えは、その職務を行うことにより犯罪があると思われ、捜査を行うことにより、警察が行う捜査に協力し、捜査に必要となる資料を提供することなどにより、警察が行う捜査に協力し、提案に係る違法行為の効果的な捜査や予防を実現することも可能であると考えられる。						1 4 8 0 0 1 0	華南市	11 埼玉県	警察庁 法務省
0520220	外国人入国の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	お見合いのために入国する外国人のためのビザを新設する。	近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も鑑み、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。現在、在留資格で日本に入国するのは27種類のビザがありますが、ブライダルビザで入国することに関しては対応し切れておらず、観光ビザで入国し、婚約ないし結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。なぜなら、1つの目的に対し、2度目3度目ビザを取らなければならないというのは日本人にとっても外国人にとっても苦痛だからです。なお、スポーツ選手などが日本に入国してから連絡、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を指定する等(宗教法に違反しない)で成立した宗教法人、や医療従事者の「ブライダル協会(設立から10年以上経過など)に限定し、認定制にすることにより、受け入れ側の居場所のほきりし、お見合い会場も明確なものに限りビザをおさすようにする。	D	-								1 0 2 0 0 1 0	個人	27 大阪府	警察庁 法務省		
0520230	外国の医師資格者による医療行為の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	我が国で医師又は歯科医師として医療活動を行うには、我が国の医師法又は歯科医師法に基づき、医師又は歯科医師の資格を有していなければならない。なお、歯科医師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動の二の二又はこれに該当する必要がある。	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診療治療に当たらせる。	外国の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を営んでいくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C								1 0 3 8 0 6 0	社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省			
0520240	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	我が国で看護師としての業務を行うには、まず、我が国の保健師助産師看護師法に基づき、看護師の資格を有していなければならない。さらに、外国人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」の二に該当する必要がある。	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を営んでいくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C								1 0 3 8 0 7 0	社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省			
0520250	田舎暮らし外国人誘致特区	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可に関するガイドライン	永住許可については、実行が善良であること、独立の生計を営むに足りる資産又は技能を有することに加え、かつ、その者の永住が日本国の利益に資すると認めるときに限り許可するものとされ、一般に、引き続き1年以上本邦に在留していることが必要とされていること。外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留資格について5年以上とされている。	沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、四季がある地方が興味深い日本において永住してもらうことを目的とする。 【永住権】取得の条件緩和をすることにより外国人誘致を積極的に行なう。	【結果】 地方の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが図れ地方の発展が促されることとなる。 また、外国人を誘致することにより、スーパーなど生活関連施設の充実し地域活性化となる。 外国人は、充実したセカンドライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。 【受入体制】 ・日本と外国との姉妹都市・提携都市の市長村は、積極的に当該都市の住民を受け入れることにより充実した交流を行なうことができる。	C									1 0 5 5 0 6 0	(株)リソナシャワー キャビネット	13 東京都	警察庁 法務省		
0520260	外国人学生を受け入れる教育機関に対する制限緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	本邦に「留学生」又は「就学生」として在留するためには、申請人が次のいずれかに該当していることが必要である。 在留資格「留学」 大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を受けた者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること専ら夜間通学学校又は通学により教育を受ける場合を除く。 在留資格「就学」 本邦の高等学校、定時制学校、中等教育学校の後期課程を含む、同じくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び機能にこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学学校又は通学により教育を受ける場合を除く。)	株式会社等が経営する、学校教育法で位置付けられていない教育施設について、適正な経理管理能力が認められる場合には、外国人の学生を受け入れる。	海外からの学生に対して日本で高度なファッション教育を行うことにより、日本を中心に国際的なファッション人材ネットワーク構築を目指し、アジア・グローバル圏を推進する。 提案理由: 現行制度では、外国人が日本の教育機関で教育を受けている場合、大学や専門学校に入学している「留学生」として、日本語学校等については「就学生」として、外国人が入学することができず、また、その許可要件を緩和し、かつ、株式会社で学校人権を持たない教育機関の場合、適正な経理管理能力が十分にあって、外国人学生を受け入れることが認められたい。	C								1 0 7 4 1 0 0	エスモード・ジャポ ン株式会社	13 東京都	法務省			
								右記提案主体の意見を踏まえ、都道府県知事等の認可を受けていない教育施設が留学生、就学生の受け入れを行う場合、まずは、当該教育施設が都道府県知事等の認可を受けている場合、さらに、当該機関の設備及び編制についての審査・証明を行っている財団法人日本語教育振興協会の「ファッション人材の育成環境」についても、法務大臣として、審査・認定を行って頂けるとお願いしたい。本件は、文化政策や留学生政策とも密接に関わるものであり、専修学校等の認可基準(就学生等の受け入れについて文部科学省のお考えを含め、政府全体として前向きなご回答を頂きたい。		今回の提案は、学校法人でない限りは外国人学生を受け入れることができない現行制度そのものに問題提起したものである。省庁においても、各種学校でなくとも法務大臣が指示をもって定めるもの、については就学生の受け入れを認めるとしている。日本語学校については、学校法人でなくとも、法務大臣が認定すれば、外国人学生を受け入れられることとしている。ファッション人材の育成環境についても、法務大臣として、審査・認定を行って頂けるとお願いしたい。本件は、文化政策や留学生政策とも密接に関わるものであり、専修学校等の認可基準(就学生等の受け入れについて文部科学省のお考えを含め、政府全体として前向きなご回答を頂きたい。						1 0 7 4 1 0 0	社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類、見直し」	「措置の内容、見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0520470	出入国手続施設の多様化		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(Q・I・Q)を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができ、 〔提案理由〕関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	D	-	「深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等の空港会社が別に設ける施設での出入国審査にあたっては、空港の離発着の状況、審査施設の設備、入国審査官の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したい。 なお、本提案の実現にあたっては、特に入国審査官の人員体制の確保が重要であり、出張所に対する離発着時間の事前連絡については、可能な限り対応を検討している」と併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	「貴省の回答を踏まえ、地方入管支庁・出張所に対して離発着時間を事前に連絡すれば対応できるよと前向きに検討している」と併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	D	-	「検討要請への回答のとおり、本件については可能な限り対応を実施したい。所管の地方入管支庁・出張所に対する離発着時間の事前連絡については、入管職員の人員体制の確保の面から特に重要であるので、前回の回答で特にお示ししたところである。今後の進め方については、想定される離発着の頻度・時間帯、空港会社が別に設ける審査設備の具体的内容等について、関西空港支庁にまずお示しいただき、具体的な対応の調整を進めたい。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 5 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上、及び「際内・内線乗継など時間的制約のある」旅行者に対する「専用手続」の設置。		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅行者に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの。	・本提案は、国際空港として多様化する旅行者への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅行者に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 〔提案理由〕現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは、乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えたい状況となっている。 一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新(バコ)空港(タイ)、ワラルン・プール空港(マレーシア)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ABC(APECビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある。交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。(その他) ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入国審査官の定員増等を前提とするものでも必ずしもない。	C	-	「中部国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国費等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンを設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近郊に上陸を希望する者のうち、直証免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特別上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快速な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	「貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていること及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	-	「総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に遜色ないI・E・S・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に運ばれることになり、専用レーンでの出入国審査手続の運用を検討預ければ幸いです。 なお本提案は、特定搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自ら専用レーンを設置することを要望するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行って、専用レーンに来る乗客に対し適切な入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異を生じないと思われず、	「利用料を徴収することのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に現のある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンに上陸に際しては、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者に対する専用手続レーンの設置ではなく、航空運賃をより支払った利用者や単に乗り継ぎでの観光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する「専用手続」を、設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客、及び「VIP」ビジネスジェットの旅客を含む」)に対する「専用手続」を、設置する。 〔提案理由〕国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理課、検疫における手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客、及び「VIP」に対する「専用手続」を、設置されておらず、これらの旅行者に対する利便性向上が望まれている。	C	-	「関西空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国費等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンを設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近郊に上陸を希望する者のうち、直証免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特別上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快速な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	「貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていること及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	-	「利用料を徴収することのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に現のある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンに上陸に際しては、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者に対する専用手続レーンの設置ではなく、航空運賃をより支払った利用者や単に乗り継ぎでの観光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 6 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する「専用手続」を、設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む。))等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができ、 〔提案理由〕国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理課、検疫における手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続」を、設置されておらず、これらの旅行者に対する利便性向上が望まれている。	C	-	「成田空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国費等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンを設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近郊に上陸を希望する者のうち、直証免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特別上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快速な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	「貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていること及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	-	「利用料を徴収することのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に現のある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンに上陸に際しては、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者に対する専用手続レーンの設置ではなく、航空運賃をより支払った利用者や単に乗り継ぎでの観光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 8 0 1 0	成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続レーンの設置		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手続」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間の300万人にも及び、待合時間における空港地域の「周辺観光」が地元へ大きく期待されていることである。乗継ぎ外国人旅客の客源地地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続等の円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討預けたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における入国審査の混雑、入国審査における外国人の滞在取り扱いはる混雑等に対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	C	-	「成田空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国費等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンを設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしているため、「乗継ぎ専用レーン」の設置は困難である。	「貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていること及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい。併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	C	-	「利用料を徴収することのご指摘については、入管法において徴収規定がないという問題もあるが、そもそも全体に現のある出入国審査手続レーンのうち専用手続レーンに上陸に際しては、一般手続レーンを削減することになり、一般客の審査時間が増え、利用者全体の利便性の向上につながらないことが問題である。 また、高齢者・障害者・妊婦等、社会的に配慮すべき利用者への優遇措置であるプライオリティレーンの設置や外交上の一定の配慮が求められる利用者に対する専用手続レーンの設置ではなく、航空運賃をより支払った利用者や単に乗り継ぎでの観光目的のための利用者に対して、他の一般利用者の利便を阻害してまで行政が専用手続レーンを設けて特別にサービスを提供することは適当でない。さらに、そのような対応をすることについて、一般利用者のコンセンサスを得ることは困難と考える。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 5 1	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	